学校保健安全法施行規則により、インフルエンザの出席停止期間の基準が決められています。
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」です。
（保育園児は解熱後3日です）
発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は解熱した日によって出席停止日が延期されます。発症した日は必ず診断を受けた医師に確認して下さい。
（登園時には、医師記入の登園許可証が必要です。）
なお、出席停止期間が過ぎた場合でも咳症状が強く残っていたり、全身症状が良くない場合はご家庭で様子を見て頂くようにご協力お願い致します。

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

	発症日（0日目）	発症後（1日目）	発症後（2日目）	発症後（3日目）	発症後（4日目）	発症後（5日目）	発症した後5日を経過した後			
発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	発症後4日目				
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能			
発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目				
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能			
発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能		
発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能	
発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能